

第4回

小城市都市計画審議会議案

平成23年12月21日

小城市都市計画審議会

議 案 一 覧 表

議案番号	議案名	頁
第 1 号議案	小城都市計画下水道の変更（小城市決定）	1 ～ 6

小城都市計画下水道の変更（小城市決定）

小城都市計画下水道の「1.下水道の名称」、「2.排水区域」、「3.下水管渠」及び、「4.その他の施設」を次のように変更する。

1.下水道の名称

小城市公共下水道

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 964ha（うち処理区域 約 964ha）

3.下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放流管渠 (牛津浄化センター)	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里	小城市牛津町 勝字三本松	
放流管渠 (三日月浄化センター)	小城市三日月町 樋口字江口	小城市三日月町 樋口字江口	
放流管渠 (芦刈浄化センター)	小城市芦刈町 永田字稲荷角	小城市芦刈町 永田字稲荷角	
放流管渠 (清水浄化センター)	小城市小城町 松尾字清水	小城市小城町 松尾字清水	

「区域は計画図表示のとおり」

4.その他の施設

名 称	位 置	面 積	備 考
牛 津 浄 化 セ ン タ ー	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里地内	約 14,500m ²	
三 日 月 浄 化 セ ン タ ー	小城市三日月町 樋口字江口地内	約 35,500m ²	
芦 刈 浄 化 セ ン タ ー	小城市芦刈町 永田字稻荷角地内	約 11,200m ²	
清 水 浄 化 セ ン タ ー	小城市小城町 松尾字清水地内	約 1,800m ²	
仁 俣 中 継 ポ ン プ 場	小城市三日月町 長神田字仁俣地内	約 1,400m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

小城都市計画区域は、昭和 25 年に旧小城町の全域を、また、牛津都市計画区域は、昭和 31 年に旧牛津町の全域を都市計画区域に指定していた。

その後、平成 17 年 3 月に旧小城町、旧牛津町、旧三日月町及び旧芦刈町の 4 町が合併し小城市が誕生した。小城市においては、今後、旧 4 町の拠点の連携をさらに緊密にし、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全するため平成 22 年度に小城市全域を対象とした「小城都市計画区域」を指定し、現在に至っている。

本計画決定は、上記、都市計画区域の変更に伴い、本市公共下水道の「1.下水道の名称」「2.排水区域」、「3.下水管渠」、「4.その他の施設」の追加及び変更を行い、当該都市計画区域内の公共下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図り、もって健全な都市の発展に資するものである。よって、ここに小城都市計画下水道の変更を行うものである。

〈参考〉新旧対照表

1. 下水道の名称

区 分	前 回	今 回	備 考
小 城 処 理 区	—	小城都市計画 小城市公共下水道	追 加
牛 津 処 理 区	小城都市計画 小城市公共下水道	小城都市計画 小城市公共下水道	変 更 な し
三 日 月 処 理 区	—	小城都市計画 小城市公共下水道	追 加
芦 刈 処 理 区	—	小城都市計画 小城市公共下水道	追 加
清 水 ・ 原 田 処 理 区	小城都市計画 小城町公共下水道	小城都市計画 小城市公共下水道	名称の変更

2. 排水区域

排水区域	前 回	今 回	増 減
小 城 処 理 区	—	約 323ha	約 323ha 増
牛 津 処 理 区	約 269ha	約 303ha	約 34ha 増
三 日 月 処 理 区	—	約 211ha	約 211ha 増
芦 刈 処 理 区	—	約 123ha	約 123ha 増
清 水 ・ 原 田 処 理 区	約 4ha	約 4ha	変 更 な し
計	—	約 964ha	—

3.下 水 管 渠

名 称	位 置				備 考
	前 回		今 回		
	起 点	終 点	起 点	終 点	
放流管渠 (牛津浄化センター)	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里	小城市牛津町 勝字三本松	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里	小城市牛津町 勝字三本松	変更なし
放流管渠 (三日月浄化センター)	—	—	小城市三日月町 樋口字江口	小城市三日月町 樋口字江口	追 加
放流管渠 (芦刈浄化センター)	—	—	小城市芦刈町 永田字稻荷角	小城市芦刈町 永田字稻荷角	追 加
放流管渠 (清水浄化センター)	小城市 大字松尾字清水	小城市 大字松尾字清水	小城市小城市町 松尾字清水	小城市小城市町 松尾字清水	位置名称 変更

4.その他の施設

名 称		備 考	位 置		備 考
前 回	今 回		前 回	今 回	
牛 津 浄 化 センター	牛 津 浄 化 センター	変更なし	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里	小城市牛津町 勝字大戸ヶ里	変更なし
—	三 日 月 浄 化 センター	追 加	—	小城市三日月町 樋口字江口	追 加
—	芦 刈 浄 化 センター	追 加	—	小城市芦刈町 永田字稻荷角	追 加
小城市清水浄化 センター	清 水 浄 化 センター	名称変更	小城市 大字松尾字清水	小城市小城市町 松尾字清水	名称変更
—	仁 俣 中 継 ポンプ場	追 加	—	小城市三日月町 長神田字仁俣地内	追 加

(参考1)主な根拠規定(法:都市計画法、令:都市計画法施行令)

①公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの又は流域下水道以外の下水道に関する都市計画は、市町村が定める。

(法15-①、令9-②)

②市は、市都市計画審議会の議を経て都市計画を決定する。(法19-①)

③上記②の規定は、都市計画の変更について準用する。(法21-②)

(参考2)都市計画策定の主な経緯と今後の手続き

事項	時期	備考
原案作成	平成23年9月下旬	
地元関係者との打合せ (地元説明会)	平成23年10月11日から 平成23年11月1日まで	公聴会開催予定日 平成23年11月18日 (公述申し出書の提出が なかったため中止)
県との事前協議	平成23年11月16日	
県との事前協議回答	平成23年11月30日	
案の公告、縦覧	平成23年12月1日から 平成23年12月14日まで	2週間
小城市都市計画審議会	平成23年12月21日	
知事の同意を要しない協議	平成24年1月中旬	
決定告示	平成24年2月上旬	